

山口県報

平成 26 年
8 月 1 日
(金曜日)

目 次

○告示

平成二十六年産水稻の指定種子生産ほ場の指定（農業振興課）……………一

道路の区域の変更（道路整備課）……………一

道路の供用の開始（道路整備課）……………一

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（二件）（河川課）……………二

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（住宅課）……………三

○公告

一般競争入札の実施（情報企画課）……………四

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（県民生活課）……………八

家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報（畜産振興課）……………八

萩都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………八

一般競争入札の実施（河川課）……………八

宇部港湾計画の変更の概要（港湾課）……………一一

指定試験機関の住所及び二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地の変更の届出（建築指導課）……………一二

山口県告示第二百五十九号



主要農作物種子法（昭和二十七年法律第百三十一号）第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成二十六年産の水稻の指定種子生産ほ場として指定した。その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

山口県知事 村岡 嗣政

市町名 面積（アール）

宇部市 三、四七三

萩市 三、一三五

山口県告示第二百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十六年八月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道

路 線 名 光日積線

道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
光市大字塩田字相帰一五五五の二地 先から 同市同大字字佐田口一五〇七の三地 先まで	最狭 七四・八〇	最狭 二八・五〇	六三六・〇	六七六・五	道路改良工事に 完了による。

山口県告示第二百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年八月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 光市大字塩田字相帰一五五の二地先から 同市同大字佐田口一五〇七の三地先まで		平成二十六年八月 二日

山口県告示第二百六十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、錦川総合開発事業平瀬ダム放流設備工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十六年八月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 錦川総合開発事業平瀬ダム放流設備工事
- (一) 工事場所 岩国市錦町広瀬地内
- (二) 工事の概要

名称	構造	規模
平瀬ダム放流設備	コンジットゲート	最大放流量 毎秒九九〇立方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（鋼構造物工事業に係るものに限る。）を受けていること。
 - 2 出資比率が三十分以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十六年七月三十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の鋼構造物工事業の数値が千百以上であること。

もの（以下「総合評定値」という。）の鋼構造物工事業の数値が千百以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼構造物工事業の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十六年山口県告示第九十七号）四に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出場所

山口県錦川総合開発事務所 岩国市錦町広瀬七八〇番地

- (三) 申請書等の提出期間

随時とする。

- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

審査終了後、経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県錦川総合開発事務所（電話〇八二七―七二一三七四四）にすること。

山口県告示第二百六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、錦川総合開発事業平瀬ダム取水放流設備工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十六年八月一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 錦川総合開発事業平瀬ダム取水放流設備工事
- (一) 工事場所 岩国市錦町広瀬字畑ヶ瀬及び字岩花地内
- (二) 工事の概要

名称	構造	規模
平瀬ダム取水放流設備	取水管(連続サイフォン式) ジェットフローゲート スライドゲート	最大取水量 毎秒一七・七立方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(鋼構造物工事業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の平成二十六年七月三十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(鋼構造物工事の数値が千百以上であること。
 - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼構造物工事の数値が八百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」とい

う。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
- 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所
山口県錦川総合開発事務所 岩国市錦町広瀬七八〇番地
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
平成二十六年八月四日から同月二十二日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十六年九月二十九日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県錦川総合開発事務所(電話〇八二七―七二一三七四四)にすること。

山口県告示第二百六十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、東岐波県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十六年八月一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 東岐波県営住宅新築工事
- (一) 工事場所 宇部市大字東岐波字古丸尾及び字馬ノハマリ地内
- (二) 工事の概要

構	造	延	べ	面	積	戸	数

鉄筋コンクリート造 地上六階建

一、一三二平方メートル

三〇戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十六年七月三十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十六年八月十九日から同月二十二日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十六年九月二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課（電話〇八三一九三三―三八七〇）にすること。



(二五四) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十六年八月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

電子県庁基幹システム再構築業務（電子申請システム） 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

契約締結の日の翌日から平成三十二年九月三十日までの間

(四) 履行場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競

争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百六十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定業務の種類等に関する告示(平成二十六年山口県告示第五十九号)に基づく資格審査において、システムの設計及び開発、システムの保守、維持及び運用管理並びにコンピュータの保守及び管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成二十六年八月一日から同年九月十一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成二十二年四月一日から平成二十六年八月一日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)の委託を受けて、一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)でないこと。

(八) 日本工業規格Q二七〇〇一に適合して情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受けていること。

(九) 日本工業規格Q一五〇〇一に適合してプライバシーマークの付与を受けていること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総合企画部情報企画課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総合企画部情報企画課

(三) 受領期限

平成二十六年九月十日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十六年九月十一日午後一時三十分)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課研修室

(二) 日時

平成二十六年九月十一日午後一時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第百六十七条の十第一項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十六年八月二十五日午後五時十五分までに山口県総合企画部情報企画課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十六年八月二十八日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

- 2 納税証明書（外国人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）
 - 3 一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績について記載した書面
 - 4 情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受けていることを証明する書類
 - 5 プライバシーマークの付与を受けていることを証明する書類
 - (五) 契約保証金
免除する。
 - (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十六年九月三日午後五時までに山口県会計管理局会計課（電話〇八三一九三三三三九一五）に申請書を提出すること。
 - (七) 詳細については、山口県総合企画部情報企画課（電話〇八三一九三三二二八六二）に問い合わせる。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government
 - (2) Nature of the service to be procured: Restructuring of the e-Prefectural government core system (Electronic application system)
 - (3) Term of the contract: From the day after the contract through September 30, 2020
 - (4) Place of delivery: The place designated by person in charge of the contract
 - (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2862)
 - (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. September 10, 2014 (If hand-delivering tender: 1:30 P.M. September 11, 2014)
- 一 入札に付する事項
次に掲げる業務の委託
- (一) 業務の名称及び数量
電子県庁基幹システム再構築業務（施設予約システム） 一式
 - (二) 業務の内容

- (三) 入札説明書及び仕様書による。
 - (四) 履行期間
契約締結の日の翌日から平成三十二年九月三十日までの間
 - (四) 履行場所
契約担当者が指定する場所
 - 二 入札参加資格
- 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百七十七条の四第一項に規定する者でないこと。
 - (二) 政令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十五年山口県告示第二百六十二号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定職務の種類等に関する告示（平成二十六年山口県告示第五十九号）に基づく資格審査において、システムの設計及び開発、システムの保守、維持及び運用管理並びにコンピュータの保守及び管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。
 - (四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
 - (五) 平成二十六年八月一日から同年九月十一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
 - (六) 平成二十二年四月一日から平成二十六年八月一日までの間に、国又は地方公共団体（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人を含む。）の委託を受けて、一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績を有していること。
 - (七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者（当該者から再委託を受けた者を含む。）でないこと。
 - (八) 日本工業規格Q二七〇〇一に適合して情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受けていること。
 - (九) 日本工業規格Q一五〇〇一に適合してプライバシーマークの付与を受けていること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総合企画部情報企画課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総合企画部情報企画課

(三) 受領期限

平成二十六年九月十日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十六年九月十一日午後二時三十分)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課研修室

(二) 日時

平成二十六年九月十一日午後二時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあっては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第百六十七条の十第一項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十六年八月二十五日午後五時十五分までに山口県総合企画部情報企画課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十六年八月二十八日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 納税証明書(外国法人又は外国人にあっては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)

3 一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績について記載した書面

4 情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受けていることを証明する書類

5 プライバシーマークの付与を受けていることを証明する書類

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十六年九月三日午後五時までに山口県会計管理局会計課(電話〇八三一九三三三三九一五)に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県総合企画部情報企画課(電話〇八三一九三三三二二八六二)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature of the service to be procured: Restructuring of the e-Prefectural government core system (Facilities reservation system)

(3) Term of the contract: From the day after the contract through September 30, 2020

(4) Place of delivery: The place designated by person in charge of the contract

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural

Government (Tel. 083-933-2862)
 (6) Time-limit for tender : 5 : 15 P.M. September 10, 2014 (If hand-delivering tender : 2 : 30 P.M. September 11, 2014)

(二五五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十六年九月八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年八月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人徳聖会

代 表 者 の 氏 名 田口 昇

主たる事務所の所在地 山口市徳地島地一二番地の一

(二五六) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

平成二十六年八月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書番号	名 前	品 種	生年月日	産 地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
三二二〇四〇 一〇〇二四〇	AB五三四	その他	平成二二、 五、二七	宮 城 県	外	岩国市錦町宇佐郷 アプライフーズ株式 会社山口農場
三二二〇四〇 一〇〇三三二	AB五四三	〃	平成二二、 一、二〇	〃	〃	〃

三二二〇四〇 一〇〇〇七	AB五六五	〃	平成二四、 四、	〃	〃	〃
-----------------	-------	---	-------------	---	---	---

(二五七) 萩都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

萩市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による萩都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年八月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

萩都市計画公園五・四・三中央公園

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二五八) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十六年八月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる工事の請負

(一) 工事名

錦川総合開発事業平瀬ダム放流設備工事

(二) 工事場所

岩国市錦町広瀬地内

(三) 工事の概要

名 称	構 造	規 模

平瀬ダム放流設備

コンジットゲート

最大放流量
毎秒九九〇立方メートル

(四) 工期

この入札により締結する契約に係る議会の議決のあった日の翌々日から約七十四箇月間

(五) その他

この工事は、契約締結後に施工方法等の提案(十一の(一)に基づく評価の対象となるべきものを除く。)を受け付けるVE方式の工事である。

二 工事概要書及び入札説明書等の配布

(一) 場所

山口県入札情報ポータルサイト

(二) 日時

平成二十六年八月一日から同年十一月二十六日まで

三 入札参加資格

入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第二百六十二号。以下「告示」という。)に基づく資格審査において、経営の規模及び状況を要件とする一般競争入札参加資格を有すると認められる共同企業体で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(一) 共同企業体が地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(二) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 政令第六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 一に掲げる工事(以下「本工事」という。)において他の共同企業体の構成員でないこと。

3 平成二十六年八月一日から同年十二月二十四日までの間のいずれの日においても山口県建設工事等入札参加資格に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

4 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十三第一項の経営事項審査を受けている者であること。

5 共同企業体でないこと。

6 本工事のうち契約担当者が指定する部分に係る見積書を提出した者であること。

(三) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 元請負人又は共同企業体の代表者としてダムの高圧ラジアルゲート工事(工場製作から現場設置までを含むものとし、平成十一年四月一日から平成二十六年八月一日までの間に完成したものに限る。)を施工した実績を有していること。

2 鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、建設業法第二十六条第四項の国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「登録講習」という。)を受講した監理技術者(以下「監理技術者」という。)で、直接的かつ恒常的な雇用関係(告示三(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格確認審査申請書等の提出の日(以下「提出日」という。)以前に三月以上)があり、かつ、元請負人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。)の監理技術者又は建設業法第二十六条第一項に規定する主任技術者(以下「主任技術者」という。)としてダムの洪水吐ゲート工事(平成十一年四月一日から平成二十六年八月一日までの間に完成したものに限る。)に従事した経験を有する者(工場製作時に配置する者にあつては工場製作に従事した経験を有する者に限り、現場設置時に配置する者にあつては現場設置に従事した経験を有する者に限り、)を本工事の工事現場に専任で配置できること。ただし、本工事に使用する鋼構造物と他の工事に使用する鋼構造物を同一の工場において一元的な管理体制の下に製作する場合における当該工場内のみにおいて作業を行っている期間については、専任であることを要しない。

(四) 共同企業体の代表者以外の者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 元請負人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。)として、ダムの取水・放流設備工事又は鋼構造物工事(堰、水門又は樋門に限る。)(いずれも平成十一年四月一日から平成二十六年八月一日までの間に完成したものに限る。)を施工した実績を有していること。

2 主任技術者で、直接的かつ恒常的な雇用関係(提出日以前に三月以上)があるものを本工事の工事現場に専任で配置できること。ただし、本工事に使用する鋼構造物と他の工事に使用する鋼構造物を同一の工場において一元的な管理体制の下に製作する場合における当該工場内のみにおいて作業を行っている期間については、専任であることを要しない。

四 設計図書の縦覧及び配布

(一) 場所

山口県入札情報ポータルサイト

(二) 日時

平成二十六年九月二十九日から同年十一月二十六日まで

五 契約条項を示す場所

山口県錦川総合開発事務所

六 入札の方法

この入札は、政令第六百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、提案書その他の入札説明書に定める書類を提出すること。

七 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額(以下「入札金額」という。)を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県錦川総合開発事務所

(三) 受領期限

平成二十六年十一月十日午前九時から同月十二日午後四時三十分

八 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口県錦川総合開発事務所

(二) 日時

平成二十六年十一月二十七日午前十時

九 入札保証金

免除する。

十 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十一 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格、施工方法等の提案及び技術的能力等の条件を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

提案書に記載された施工方法等の提案及び技術的能力等の条件について、設計図書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、評価点を求める際的评价の項目及び基準は、別表のとおりとする。

十二 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い評価値(評価の項目ごとの評価点に別表に定める換算値を乗じて得たものの合計に百点を加え、入札金額で除して得た値をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、次に掲げる場合には、落札者としめない。

1 施工方法等の提案の内容が著しく不適切であると認められる場合

2 評価値が、百点を予定価格で除して得た値に百分の百八を乗じて得た値に満たない場合

3 入札金額によつては入札者により本工事の内容に適合した履行がなされないおそれがあると知事が認める場合又は入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると知事が認める場合

(二) 落札となるべき最も高い評価値を得て入札した者が二人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

十三 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類(告示に基づく資格審査を申請した者については、1、2、3及び7に掲げる書類)を平成二十六年八月二十二日午後四時三十分までに山口県錦川総合開発事務所へ提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十六年九月二十九日までに発送する。

1 誓約書

2 工事の施工実績について記載した書類

3 監理技術者及び主任技術者の資格及び工事経験について記載した書類

4 共同企業体の構成員及びその出資比率を記載した書類

5 総合評定値通知書の写し

6 特定建設業の許可通知書の写し

7 監理技術者(平成十六年二月二十九日以前に、現に有する監理技術者資格者証の交付を受けたものを除く。)が登録講習を受講した者であることを証する書面の入札については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して入札書を提出することができる。

(六) この入札に係る請負契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(七) 契約保証金

契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(八) 契約締結後の技術提案

契約締結後、当該請負人は、設計図書の変更の案を記載した書類を提出することにより、設計図書に定める工事的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の提案(十一の(一)に基づく評価の対象となるべきものを除く。)をすることができ、この場合において、当該提案を適当と認めるときは、設計図書を変更するとともに、必要があると認めるときは、請負代金額の変更を行うものとする。なお、詳細については、仕様書による。

(九) 詳細については、山口県錦川総合開発事務所(電話〇八二七-七二二-三七四四)に問い合わせる。

十四 Summary

(1) Division in charge of the contract: River Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City, Yamaguchi Prefecture

(2) Name of construction: Construction of Hirase Dam discharge facilities in the Nishiki River General Development Project

(3) Type of the discharge facilities: Conduit Gate

(4) Place of construction: Hirase, Nishikimachi, Iwakuni City

(5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Nishiki River General Development Office, 780 Hirase, Nishikimachi, Iwakuni City

(6) Time-limit for tender: 4:30 P.M. November 12, 2014

別表

評価の項目	評価の基準	配点	換算値
施工方法等の提案	「製作から据付時の精度向上」に関する技術提案について、4段階で評価する。 上記技術提案に係る施工計画について、4段階で評価する。	3点	24/76
	「維持管理費の低減」に関する技術提案について、3段階で評価する。	3点	
	上記技術提案に係る施工計画について、3段階で評価する。	3点	
施工上配慮すべき事項	施工上特に配慮すべき事項を示し、所見が記載され、かつ、その内容が適切であること。	4点	
同種の工事の施工実績の有無	共同企業体の代表者が平成18年4月/日から平成26年8月/日までの間に同種の工事を施工した実績を有していること。	2点	
ISO9001の認証の取得の有無	共同企業体の構成員のいずれかが国際標準化機構が定めるISO9001の認証を取得していること。	1点	3
ISO14001の認証の取得の有無	共同企業体の構成員のいずれかが国際標準化機構が定めるISO14001の認証を取得していること。	1点	
労働安全衛生マネジメント等の認証状況	共同企業体の構成員のいずれかが労働安全マネジメント等の認証を受けていること。	1点	
監理技術者の施工経験の有無	監理技術者が平成18年4月/日から平成26年8月/日までの間に同種の工事に従事した経験を有していること。	2点	

(二五九) 宇部港港湾計画の変更の概要

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第九項の規定に基づき、宇部港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告します。

平成二十六年八月一日

宇部港港湾管理者

山口県

山口県知事 村岡 嗣 政

一 港湾計画の変更の概要

平成十四年六月七日山口県公告(三三一九)によりその概要を公告した宇部港港湾計画について変更した事項は、次のとおりです。

水域施設計画
航路

地区 名称	項目	
	変更前	変更後
本港地区 本港航路	一三・〇 (メートル) 深	一三・〇 (メートル) 幅
	三〇〇	三〇〇

二 港湾計画の縦覧の場所

山口県土木建築部港湾課

(二六〇) 指定試験機関の住所及び二級建築士等試験事務所の所在地の変更の届出

建築士法(昭和二十五年法律第二百二五号)第十五条の六第三項において準用する同法第十条の六第二項の規定により、指定試験機関から次のとおり住所及び二級建築士等試験事務所を行う事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

平成二十六年八月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定試験機関の名称及び住所

公益財団法人建築技術教育普及センター

東京都中央区京橋二丁目一四番一号

二 指定試験機関の住所及び二級建築士等試験事務所の所在地

変更後	変更前
東京都千代田区紀尾井町三番六号	東京都中央区京橋二丁目一四番一号

三 変更年月日

平成二十六年八月十八日

平成二十六年八月一日印刷
平成二十六年八月一日発行

発行人

山口県庁
山口県知事